

茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託

提案書作成要領（案）

令和 8 年 1 0 月

茅ヶ崎市 下水道河川部

目 次

1	総則	1
1.1	提案書作成要領の位置付け	1
2	参加資格審査に係る提出書類	1
2.1	応募者が単独企業の場合	1
2.2	応募者が複数の企業で構成されるグループの場合	1
3	技術提案審査に係る提出書類	1
4	提出書類の作成に当たっての留意事項	1
4.1	参加資格審査及び技術提案審査に係る提出書類の共通の留意事項	1
4.2	技術提案審査に係る留意事項	2

1 総則

1.1 提案書作成要領の位置付け

本提案書作成要領は、茅ヶ崎市（以下「市」という。）が茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託（以下「本業務委託」という。）を受託する民間事業者の募集及び特定を行うに当たっての提出書類の作成に係る留意事項を示すものであり、本業務委託に係る入札参加希望者（以下「応募者」という。）に交付する募集要項等と一体のものとして扱う。

2 参加資格審査に係る提出書類

「募集要項 7.1 参加表明に係る提出書類」に定める提出書類については、以下により提出すること。

2.1 応募者が単独企業の場合

公募時に、提示する。

2.2 応募者が複数の企業で構成されるグループの場合

公募時に、提示する。

3 技術提案審査に係る提出書類

「募集要項 7.2 技術提案に係る提出書類」に定める提出書類については、以下により提出すること。

公募時に、提示する。

4 提出書類の作成に当たっての留意事項

提出書類の作成に当たっては、募集要項等で定める要求事項に基づき作成すること。

4.1 参加資格審査及び技術提案審査に係る提出書類の共通の留意事項

(1) PDF ファイルに変換した電子データを DVD-R 等に格納し、提出すること。

また、参加資格審査及び技術提案審査に係る提出書類の各々について、一連で印刷できるようにした電子データも併せて格納すること。

なお、技術提案審査に係る提出書類について一連で印刷できるようにした電子データは、技術提案者名を秘匿処理し応募者が特定されないように匿名化すること。

(2) 使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(3) 原則として横書きで記載すること。

(4) 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。

(5) 各設問中に掲げる指示を十分に踏まえること。

- (6) 市が、法令、関係例規、市内部の業務運用、関係システム、特記仕様書、業務要求水準書等との兼ね合いにより、実施できないと判断した技術提案及び契約締結後に市が不要と判断した技術提案については、要求水準等に反映しないものとする。
- (7) 「優先交渉権者選定基準書（案）設問第 13 号（プロフィットシェア）」に係る技術提案を除き、技術提案書類の内容は、全体業務計画書に明記し、その内容を適切に履行すること。

4.2 技術提案審査に係る留意事項

- (1) 各設問に文字数の制限は設けないが、簡潔かつ明瞭に記述すること。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- (2) 技術提案書類のページ数は、各設問の説明文の記載に従うこと。
なお、説明文に記載しているページを超えた部分については、評価の対象としない。
また、技術提案書類を補足する根拠資料については A3 用紙 2 ページ（A4 用紙においては 4 ページ）を上限とする。
- (3) 技術提案審査のうち、技術審査に係る技術提案は、公平性及び透明性を確保するとともに、専門的知見に基づいた評価をするために、応募者（技術提案書類の作成者）の商号又は名称等、応募者が特定される事項は記入しないこと。（ただし、特許を取得している技術・機材名などを除く。）